

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御殿場市長

市町村名 (市町村コード)	御殿場市 (22215)
地域名 (地域内農業集落名)	富士岡① (竈、萩蕪、沼田、二子、中山、中清水、駒門)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月15日 (第1、2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、農業後継者不在の割合について、世帯ベースでは42.7%、農地面積ベースでは36.8%にのぼる。また、地区内の認定農業者は13名であり、その多くは現状の経営規模を維持したい意向を示している。加えて、認定農業者への集積率は3.5%にとどまる。この現状から、今後、耕作放棄地の増加及び担い手の不足が懸念される。地区内の農地は田が多くを占めるが、基盤整備が進んでおらず、不整形・狭小な農地が多く見られる。以上より、農業後継者及び担い手の確保、農業基盤の整備等による、持続可能な地域農業について検討を行う必要がある。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:13人(うち50歳以下 人)、団体経営体(法人):3経営体、主な作物:水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在ほ場整備を進めている中清水地区においては、法人に農地を集約し、省力化技術による水稻(食用米・酒米)の効率的な生産を進める。また、二子・沼田地区においては、ブルーベリー等果樹栽培を推進し、農道沿いの耕作放棄地には景観作物等の作付けを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	267 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地の内、現況農地及び現況原野とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、新たな法人を誘致し農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手、出し手との調整が済んだ農地から、農地中間管理事業による貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在事業が進行中の県営中清水地区基盤整備事業に加え、他地区においても担い手のニーズを踏まえ、基盤整備事業を関係機関とともに推進していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、公社、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農地情報の提供、スマート農業技術の導入、生産性の向上、新たな作物の推進、機械のレンタル、補助制度の活用等を進め、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。また、体験農業を推進し、様々な世代に対し農業への関心を高めることにより、就農者や農業移住者の増加を図り、多様な経営体の確保につなげていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ドローンによる農薬・肥料散布について地区内で営農する法人への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③関係機関と連携し、ドローンによる農薬・肥料散布、直播、水位センサー、自動給水ゲート、水位センサー、自動走行農機等を基盤整備済み農地から順次導入をしていく。
- ⑤現在栽培が行われているブルーベリーのほか、新たな果樹について、各機関の指導のもと作付けの可能性を検証し、試験栽培を経て順次規模を拡大していく。
- ⑩-1農業所得の向上を図るため、ブランド化、コストの削減、海外を含む販路拡大を推進する。
- ⑩-2多様な経営体育成のため、農業指導者の確保、農機レンタル、補助制度の活用を推進する。